

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議の役割と組織体制

1 設立経緯

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議は、静岡県環境影響評価審査会から、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書」に関する意見として、平成 26 年 3 月に「工事が 10 年以上に及ぶこと、これまでにない大規模な土地改変を伴うことから環境監視体制を整備すべき」との答申を受けたことを踏まえ、平成 26 年 4 月 22 日に設立し、これまでに全体会を 7 回開催した。

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書」に対する静岡県環境影響評価審査会答申（平成 26 年 3 月）

5 環境監視体制の確立と事業者の参画

本事業は、期間が 10 年以上に及ぶことや、これまでにない大規模な土地改変を伴うことから、自然環境や生活環境に様々な影響が生じるおそれがある。

このため、工事及びトンネル等構造物の存在が、自然環境や生活環境、水環境に及ぼす影響を正確に把握するとともに、事業者による環境保全措置の詳細な内容とその効果を検証していく必要がある。そこで、**県は、専門家や地域代表者等で構成する新たな環境監視体制を整備し、詳細に確認するべきである**と考える。

なお、この環境監視体制が整備される場合は、事業者は、当該体制に参画し、工事現場の公開や立入を認めるとともに、調査結果等を説明することを求める。同体制から新たな若しくは追加の環境保全措置、又は工法や観測方法等についての助言があった場合は真摯に受け止め、幅広い視点で再検討し、実施する等、自然環境、生活環境及び水環境の保全のため、積極的な協力を強く求める。

知事意見（平成 26 年 3 月）

静岡県知事の環境の保全の見地からの意見に対する JR 東海の見解

※中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】（平成 26 年 4 月）

評価書に記載のとおり事業者として事後調査及びモニタリングを実施しその結果を公表する予定です。

静岡県が整備する環境監視体制（以下「環境監視体制」）に関しては、現場調査のご要望があれば安全などの面で現場管理上支障がないよう調整させていただいたうえでお受けし、調査結果については必要に応じてご説明をさせていただくなどして、ご協力いたします。

事業の実施に伴う環境への影響の回避や低減については事業者の責任で配慮してまいります。環境保全措置などについて提案があれば、対応を検討いたします。

前回会議（平成29年2月）以降の主な動き

1 中央新幹線環境保全連絡会議の開催実績

| 年度 | 開催会議及び回数 | 主な内容 |
|------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 26年度 | 全体会4回 水資源部会1回 | 現地調査、事後調査計画書の審議、大井川水資源検討委員会の会議内容の報告 |
| 27年度 | 全体会2回、自然環境部会・水資源部会各1回 | 大井川水資源検討委員会の会議内容、土砂流出シミュレーション等の報告 |
| 28年度 | 全体会1回 （平成29年2月） 自然環境部会1回 | 導水路トンネルに伴う調査・予測・評価結果等の報告 |

2 前回会議（平成29年2月）以降の主な動き

| 時 期 | 主な内容 |
|---------------|---|
| 平成29年 4月3日 | 環境影響評価事後調査報告書（導水路トンネル等に係る調査及び環境影響検討結果）に対する知事意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル湧水の全量を恒久的かつ確実に大井川に戻すことを早期に表明すること。 ・ 流量減少対策に関する基本協定を締結すること。 |
| 4月27日 | J R 東海の回答 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中下流の水利用に影響を生じさせないよう、誠心誠意取り組む。 |
| 6月29日 | J R 東海の回答 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川や沢の流量が減水する傾向が認められる場合には、必要により重要な動植物を移植する等の環境保全措置を講ずる。 ・ 基準値を超過する自然由来の重金属等が確認された場合には、流出防止のための対策を実施する。 |



| | |
|---------------|---|
| 平成30年 8月2日 | 大井川利水関係協議会 設立 |
| 8月8日 | 南アルプス自然環境有識者会議 設立 |
| 9月20日 | 中央新幹線対策本部が J R 東海へ大井川水系の水資源の確保等に関する意見・質問書を提出 |
| 10月17日 | J R 東海が回答書を提出「 原則としてトンネル湧水の全量を大井川に流す措置を実施する 」ことを表明 |
| 10月30日 | J R 東海が 大井川流量減少予測に係るデータ を提出 |

新 旧 対 照 表

要綱の名称 静岡県中央新幹線環境保全連絡会議設置要綱

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 静岡県環境影響評価条例（平成 11 年静岡県条例第 36 号）第 1 条の目的に則り、中央新幹線品川・名古屋間の<u>建設工事及び供用後</u>において、地域住民の生活環境、周辺地域の自然環境及び大井川流域全体の<u>水資源が適切に保全されるよう</u>、事業者である東海旅客鉄道株式会社（以下「事業者」という。）が実施する事業が環境に与える影響を継続的に確認するとともに、<u>環境保全措置についての助言等を通じ環境影響の低減を図るため</u>、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議（以下「環境保全会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 環境保全会議は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 事業者が実施する調査結果等の確認及び環境保全措置等の評価</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>(3) 関係機関との情報交換</p> <p>(4) (1)から(3)までに基づく<u>事業者への助言</u></p> <p>(5) 静岡県環境影響評価審査会からの求めに応じた審議</p> <p>(6) その他知事が必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 環境保全会議の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 地元住民の代表</p> <p>2 <u>環境保全会議には、全体会及び専門部会を置く。</u></p> <p>3 環境保全会議の委員は、<u>生活環境部会、自然環境部会及び水資源部会の専門部会</u>のうち1つ以上に所属する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第 5 条 環境保全会議に、会長を置く。</p> <p>2 会長は<u>知事</u>が指名する。</p> <p>(部会長)</p> <p>第 6 条 <u>専門部会に、部会長を置く。</u></p> <p>2 部会長は<u>会長</u>が指名する。</p> <p>3 <u>部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する者が、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第 7 条 全体会は会長が招集し、<u>専門部会は部会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>会議は公開を原則とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。</u></p> <p>3 <u>部会長は、専門部会の協議結果等について、会長に報告する。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 静岡県環境影響評価条例（平成 11 年静岡県条例第 36 号）第 1 条の目的に則り、中央新幹線品川・名古屋間の<u>工事前、工事中及び工事完了後</u>において、地域住民の生活環境、周辺地域の自然環境及び大井川流域全体の<u>水資源等が適切に保全されるよう</u>、事業者である東海旅客鉄道株式会社（以下「事業者」という。）が実施する事業が環境に<u>及ぼす影響を継続的に確認し、評価していくため</u>、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議（以下「環境保全会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 環境保全会議は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 事業者が実施する調査結果等の確認及び環境保全措置等の評価</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>(3) 関係機関との情報交換</p> <p>(4) (1)から(3)までに基づく<u>静岡県中央新幹線対策本部への報告及び提言</u></p> <p>(5) 静岡県環境影響評価審査会からの求めに応じた審議</p> <p>(6) その他知事が必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 環境保全会議の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 地元住民の代表</p> <p>2 環境保全会議に<u>全体会並びに生活環境部会、生物多様性部会及び地質構造・水資源部会（以下「部会」という。）を置く。</u></p> <p>3 環境保全会議の委員は、<u>部会</u>のうち1つ以上に所属する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第 5 条 環境保全会議に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、<u>知事</u>が指名する。</p> <p>3 <u>会長は、会務を総理する。</u></p> <p>4 <u>会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(部会長)</p> <p>第 6 条 <u>部会に部会長を置く。</u></p> <p>2 部会長は、<u>会長</u>が指名する。</p> <p>3 <u>部会長は、部会の検討結果等について、会長に報告する。</u></p> <p>4 <u>部会長が不在のときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>(専門部会)</p> <p>第 7 条 <u>部会に、科学的根拠に基づく検討等を行うため、専門部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門部会の委員は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>専門部会に専門部会長を置き、会長が指名する。</u></p> <p>4 <u>専門部会長は、専門部会の検討結果等について、会長に報告する。</u></p> <p>5 <u>専門部会長が不在のときは、専門部会に属する委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第 8 条 全体会は会長が招集し、<u>会長がその議長となる。</u></p> <p>2 <u>全体会は公開を原則とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。</u> (削る。)</p> |

(事業者)

第8条 会長及び部会長は、事業者からの説明を聞くため、又は事業者に対し助言するため、事業者に対し全体会又は専門部会への出席を求めることができる。

2 会長又は部会長は、事業者に調査結果や環境保全措置等の情報について提示を求めることができる。

(オブザーバー等)

第9条 会長及び部会長は、関係人その他適当と認められる者に対し、オブザーバーとして全体会又は専門部会へ出席を求め、その意見等を聴くことができる。

2 前項の規定は、関係行政機関の出席について準用する。

(庶務)

第10条 全体会及び専門部会の庶務は、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、環境保全会議の運営に関し必要な事項は、会長が環境保全会議に諮って定める。

(事業者)

第9条 会長は、事業者からの説明を聞くため、事業者に対し全体会への出席を求めることができる。

2 会長は、事業者に調査結果や環境保全措置等の情報について提示を求めることができる。

(オブザーバー等)

第10条 会長は、関係人その他適当と認められる者に対し、オブザーバーとして全体会へ出席を求め、その意見等を聴くことができる。

2 前項の規定は、関係行政機関の出席について準用する。

(準用規定)

第11条 第8条から第10条までの規定は、部会及び専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「全体会」とあるのは、部会においては「部会」、専門部会においては「専門部会」と、「会長」とあるのは、部会においては「部会長」、専門部会においては「専門部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第12条 環境保全会議の庶務は、くらし・環境部環境局において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、環境保全会議の運営に関し必要な事項は、会長が環境保全会議に諮って定める。

中央新幹線事業に対する“オール静岡”の組織体制

事業者(JR東海) ○環境調査(事前、モニタリング、事後)、環境保全対策 ○工事実施計画、詳細設計、施工計画 ○工事調整(地元、関係者等)、工事の実施

静岡県

対話、協議、要請

静岡市

中央新幹線対策本部

(H27.6月~)

(構成員) 本部長：副知事(交)、副本部長：副知事(環)
 本部長：副知事(交)、副本部長：副知事(環)
 本部員：経営管理部長、暮らし・環境部長、文化・観光部長、経済産業部長、交通基盤部長
 幹事：関係課長等
 事務局：交基政策監、環境政策課

(目的)

中央新幹線の整備が安全かつ円滑に行われるとともに、自然豊かな南アルプスの環境保全や大井川の水資源の確保が図られること

(掌握事務)

- ・事業推進に関すること
- ・地域活性化(エコパークを含む)に関すること
- ・環境保全(自然環境、生活環境、水資源)に関すること
- ・関連工事の調整(許可行為、安全対策)に関すること

中央新幹線整備対策本部

協議・調整

H30.8月~

大井川利水関係協議会

<目的>

水資源の確保

水質保全

<構成員>

- ・利水団体(代表者)
- ・8市2町(首長)
- ・県(副知事)

事務局：水利用課

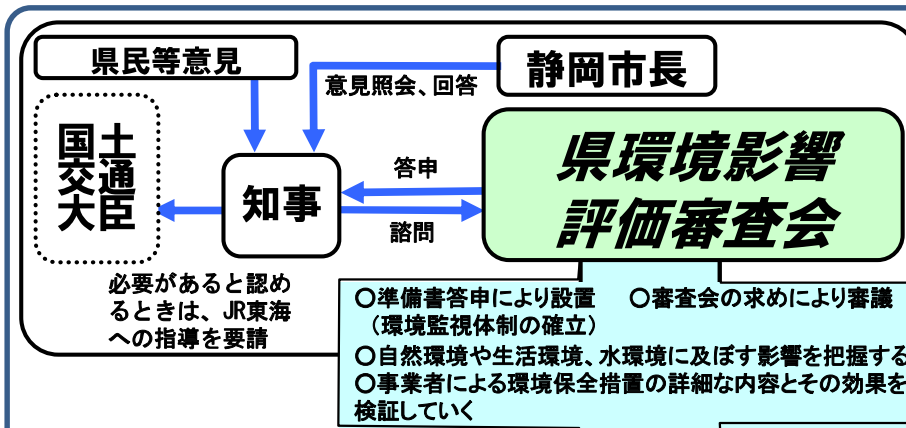
決定事項の報告

交渉状況の報告等

報告、提言

報告

環境影響評価 環境保全対策



H26.4月~

中央新幹線環境保全連絡会議

委員：学識経験者、地元住民の代表

事業者：JR東海

オブザーバー等：特種東海製紙、国土交通省、環境省、静岡市

事務局：生活環境課

H30.11月~

専門部会(学識経験者)

(生物多様性、地質構造・水資源)

エコパーク(保全と活用)

H26.6月~

【県】
エコパーク庁内連絡調整会議
副知事(環)、関係部長
事：自然保護課

H27.4月~

【行政、民間】
南アルプスユネスコエコパーク
静岡県地域連携協議会
静岡市、川根本町、地元住民、民間団体、静岡県等
事：市環境創造課

水産資源

漁業権(漁業法)関連
目的：漁場環境の保全
【関係団体】大井川水系関係内水面漁業協同3組合
所管課：水産資源課

工事関連の許可 <交基政策監>

H26.4月~

【県・市】
中央新幹線工事調整連絡会
県：関係課担当者
市：関係課担当者
事：交基政策監市企画課

(目的)
円滑な工事調整のため
○工事計画に係る情報共有
○工事計画に係る総合調整

河川法に係る河川協議(河川区域内での行為)
河川企画課

森林法に係る立地調査(林地開発に係る事前調査)
森林保全課